

# 「議決権の行使に関する方針（国内株式）」 の見直しおよび検討課題について

2024年11月20日

大和アセットマネジメント株式会社

当社は、「議決権の行使に関する方針（国内株式）」（以下「当方針」といいます。）について投資先企業を含め多くの方々に理解していただくべく、その詳細を公表しています。また、投資先企業との「建設的な対話」で得られた知見や、コーポレート・ガバナンス等に関する状況の変化に対応すべく、随時、当方針の見直しを行っています。

今般、当方針を一部改定（2025年2月より適用）しましたので、その概要をご報告します。なお当方針の本文については、[こちら](#)をご覧ください。

## 1. 主な変更点

### (1)業績基準

従来は直近3期のROEが全て同一業種内下位33%水準を下回っていても、PBRが1倍以上であれば業績基準に抵触しないと判断していました。しかし株価は経営努力以外にも様々な変動要素があること、PBR1倍は最終ゴールではなく継続的に向上を目指すべきものであることから、経営の成果はROEのみで判断すべきと考えPBR要件については廃止することとしました。

また、ROEの同一業種内下位33%水準の算定に当たり、基準値適正化の観点から、①8%を上限値とする、②計算の対象をプライム市場及びスタンダード市場の上場企業とする、という見直しを行いました。

### (2)IRの実施に関する基準

決算説明会を含むIR活動の未実行については業績基準と併用する形で考慮していましたが、上場企業として株主・投資家への説明責任を果たすことの重要性に鑑みて、決算説明会を実施していない企業の代表の再任に反対する基準を新設しました。

### (3)役員のジェンダーの多様性に関する基準

役員のジェンダーの多様性を求める範囲について、従来は取締役会の出席者として取締役だけでなく監査役も含めて判断していましたが、経営判断への反映という意味では取締役会での議決権を有する取締役のみに範囲を限定すべきと考え、プライム市場上場企業に対して取締役が複数のジェンダーで構成されていることを求めることとしました。

### (4)資本コストや株価を意識した経営について

株価が解散価値を下回っているにもかかわらず、それに対して企業の考え方や具体的な対応策等を資本市場に向けて示さないのは上場会社の義務を果たしていないと考えています。東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示要請が出されてから相応に時間が経過していることも踏まえ、PBR1倍未満で当該開示要請に答えていない企業の代表の再任に反対する基準を新設しました。

※本基準は、2025年6月総会から適用します。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

## |(5) 社外役員の取締役会等の出席率について

社外役員の取締役会あるいは監査役会等への出席率について問題視する水準を従来は75%未満としていましたが、役員の本務としてこれらの会議には極力出席することが望ましいことから現状の水準は低すぎると考え、85%未満に引き上げることとしました。

## | 2. 検討課題

当方針における今後の検討課題として、下記を考えています。

### |(1) ESG課題への取り組み

企業がESG課題へ取り組むことは、企業のサステナビリティを高めると同時に新たな収益機会にもつながるという意味で、企業価値向上を目指すうえで不可欠だと考えています。当社では、企業が自社のESG課題をどのように認識し、どのような取り組みや情報開示を行っていくべきか、エンゲージメントを通じて議論を深化させていきます。なおESGに関して重大な課題を抱える企業で、エンゲージメントを継続的に実施しても改善が見られない、あるいは度重なるエンゲージメントの申し出にに応じていただけない場合には、議決権行使において、代表取締役（あるいは代表執行役）である再任候補者に反対する場合があります。

当社が重要と考えているESG課題は以下となります。

#### ① 脱炭素・カーボンニュートラル

カーボンニュートラル社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量削減の取り組みの加速が求められています。当社では、企業がいかんして温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素社会の中で企業価値を高めていくのかを重要なテーマと認識し、継続してエンゲージメントを行います。

#### ② 生物多様性・サーキュラーエコノミー

企業が持続可能性を向上させるうえで地球環境の持続性を維持することが不可欠であり、そのためには自然資本の損失を食い止めてネイチャーポジティブを目指すことが重要であると考えます。また、限りある資源を有効活用する循環型社会への移行も、社会の持続可能性を高める上で重要です。当社では、企業がいかんして自然資本の損失回避・循環型社会への移行に貢献するとともに、企業価値向上に結び付けていくかを重要なテーマと認識し、継続してエンゲージメントを行います。

### ③ ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン

サステナビリティ社会への移行などにより事業環境の大きな変化が見込まれる中で、新たな価値を創造していくためには、多様なバックグラウンドを持った人材を積極的に受け入れるとともに、各人がお互いを認め合いそれぞれが力を最大限に発揮できる組織を作ることが重要と考えています。当社では、企業がダイバーシティ&インクルージョンの取り組みや情報開示を充実させることは、企業価値向上に資するとともに、未使用の潜在的な経営リソースの活用による企業経営の効率化にも寄与すると捉えており、重要なエンゲージメントテーマと認識しています。また、議決権行使基準において、プライム市場上場企業に対して役員が複数のジェンダーで構成されていることを求めています。将来的には適用範囲や人数要件の拡大を検討していきます。

### ④ ビジネスと人権

社会のサステナビリティ（持続性）に対する関心の高まりから、企業の直接的な活動や、サプライチェーン全体における人権尊重の取り組みが注目されています。企業活動における人権への配慮は、社会的に求められる当然の責務であるだけでなく、経営上のリスクへの対処に資するものです。当社では、ビジネスと人権について、基本方針の策定や人権デューデリジェンスの実施といった企業の取り組み及びその情報開示を促すことは重要なエンゲージメントテーマであり、課題であると認識しています。

### ⑤ ガバナンス体制、取締役会の実効性

コーポレートガバナンス・コードの改定などを契機に企業のコーポレートガバナンスに対する意識は高まり、当社が求める社外取締役の人数要件は多くの企業が満たす状況になってきています。しかし形式要件を満たすことは出発点であり、そこからいかにして社外取締役がその能力や監督機能を十分に発揮していく体制を築いていくか、すなわち実効性を高めていくかが重要です。この点はガバナンス強化に関する重要課題として、エンゲージメントを実施していくとともに、今後議決権行使基準に盛り込むことも検討します。

## Ⅰ (2) 政策保有株式

政策保有株式の縮減に向けた取り組みは全体として進んでいますが、政策保有株式の持ち合いによるガバナンス機能の低下という問題は依然として残っています。また、その保有に伴う収益が株主資本コストを上回るケースは極めて限定的であり通常は資本効率の低下も招くことから、基本的に政策保有株式は売却していくべきものと考えています。一方で過去の経緯から現在の保有額が大きい企業が急激に保有を減らすことも難しいと認識しているため、純資産の20%以上であっても縮減の取り組みが十分行われているかを評価して賛否判断を行っています。縮減の取り組みは継続的に求めていく方針です。有価証券運用が主要ビジネスの一つである金融業等においては、純投資目的の株式保有を否定するものではありませんが、純投資目的への振替えに対しては明確なルールの開示・説明を要望します。併せて、取引先等に自社の株式の保有を求める、あるいは自社株式の売却の打診を断る行為は問題であると認識しており、そのような企業に対してはエンゲージメントを通じて改善を求め、今後議決権行使基準に盛り込むことも検討します。

## Ⅰ (3) 取締役の任期

監査役会設置会社において、取締役の任期は会社法で2年以内と定められていますが、上場企業の取締役は毎年株主の信認を図るべきであり、任期は1年が望ましいと考えます。今後、監査役会設置会社で取締役の任期が2年の企業について、代表取締役の再任に反対する基準を新設することを検討します。

### 3. 議決権の行使に関する対話で投資先企業にお伝えしたい点

#### (1) 対話を通じた方針の見直し

投資先企業の皆様から頂戴するご意見は、当方針の見直しにあたり、貴重な情報とさせていただきます。今後とも様々なご意見をお寄せ頂きたいと考えています。

#### (2) 投資先企業のIR活動

当方針の中にIR活動に関する判断基準を設けているように、当社は建設的な対話の起点となるIR活動を重視しています。

議決権行使の実務上、行使の判断を行う時点で当該期の有価証券報告書が提出されていないため、決算短信や招集通知の情報が賛否判断の材料となります。また、法定開示に加え、ウェブ上の経営方針に関する情報や説明会の資料なども利用しますが、賛否判断を行うにあたって必要な情報は、招集通知に記載されていることが望ましいと考えております。

投資先企業の皆様におかれましては、IR活動及び招集通知の記載内容について、一層の充実をお願い申し上げます。

以上

※議決権行使に関するお問い合わせはメールにて承ります。  
(お問い合わせ用メールアドレス: damssc@daiwa-am.co.jp)